

各関係機関の長 殿

国立医薬品食品衛生研究所長
(公 印 省 略)

食品添加物部第三室長の公募について

謹啓 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、当所食品添加物部において第三室長を公募することになりました。つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮とは存じますが、貴機関関係者に周知くださるようお願い申し上げます。

謹白

記

1. 職名

食品添加物部第三室長 (厚生労働技官・研究職)

2. 業務内容

当所食品添加物部においては、添加物、器具、容器包装、おもちゃ及び洗浄剤の試験及び検査並びにこれらに必要な研究を行っている。

今回公募する室長は、器具・容器包装、乳幼児用玩具に含まれる化学物質の基準に関する研究を行うことをつかさどり、特に、器具・容器包装等に用いられる添加物等のポジティブリストに係る物質の整理、分析法開発及び実用化、公的な成分規格・使用基準の設定に資する根拠資料の作成並びにこれらに必要な研究業務を自らあるいは室員を指導、統括して実施するとともに、関係分野における行政支援活動に従事する予定である。

3. 応募資格

- (1) 薬学、農学、理学、工学その他の生命科学の研究領域における博士の学位を取得後、概ね8年以上の研究経験を有すること
- (2) 食品添加物部第三室の所掌業務を遂行する上で必要な、化学物質の理化学分析（定性分析及び定量分析）に関する十分な専門的知識、経験及び研究業績を有すること
- (3) 化学物質の規格基準設定に資する分析法及び試験法の新規開発、実用化に対する意欲を有すること
- (4) 関連する研究業務を主導的に推進し、かつ統括する能力を有すること。また、所内外の研究者と協力して必要な研究業務を円滑に推進する、意欲や管理能力と協調性を有すること
- (5) 厚生労働省所轄の国立研究機関における試験・研究業務の意義と責務を理解し、行政支援活動に対して積極的に取り組む意欲を有すること
- (6) 外国人との専門分野の打ち合わせ、討論を行うに足る英語力を有すること

※下記【備考】(1)～(3)に記載の国家公務員法第38条に規定する要件等に該当する者は応募できません。

4. 提出書類

- (1) 履歴書(<https://www.nihs.go.jp/oshirasejoho/kobo.html>)に掲載されている様式、又は市販の横書き履歴書用紙、あるいはそれに準ずる様式のものに、高等学校卒業以降の学歴、職歴、所属学会、教育歴、公的委員会、賞罰、免許・資格を記入し、写真(6 か月以内に撮影)を添付すること
- (2) 現在までの主要研究概要(A4 用紙 3 頁、カラー可)
- (3) 研究業績目録(原著論文、総説・解説、単行本、国際学会発表、招待講演、知的財産、受賞歴等)及び主要論文別刷(5 報以内、総説・解説可)
- (4) 将来への抱負(陳述書)(A4 用紙 2 頁)
- (5) 学位記(写し)、あるいは学位を証明するもの
- (6) 現在までの競争的研究費の取得状況
- (7) 推薦状(複数可)
- (8) 着任時期について希望がある場合は、その旨を記載した書類
- (9) 障害をお持ちの方で、職場内での配慮を希望する場合は、その旨を記載した書類
※各書類が複数枚になる場合にはクリップ止めにすること(ステープラは使用しない)。
※(2)～(4)、(6)～(9)は様式自由。
※応募書類は返却しません。

5. 応募締切日 令和7年7月18日(金) 13時(必着・締切厳守)

6. 選考採用試験

- (1) 書類選考 令和7年7月下旬(予定)
※応募時に提出いただいた履歴書等(「4. 提出書類」参照)により選考いたします。
- (2) 面接試験 令和7年8月上旬(予定)
※面接には、15分程度のプレゼンテーションを含む。
※面接の実施場所は、国立医薬品食品衛生研究所

7. 採用予定年月日 令和7年10月1日(予定)(事情により応相談)

※着任時期について希望がある場合は、4. 提出書類(8)の書類を提出すること。

8. 処遇

- (1) 給与は、「一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)」等に基づき、学歴・経歴等を勘案して決定する。
- (2) 1週間当たりの勤務時間は38時間45分(週休2日制)である。
- (3) 年20日の年次休暇(採用の年は、採用の時期により20日より少ない日数となる。)のほか、特別休暇(夏季・結婚・忌引・ボランティア等)、病気休暇の制度が整備されている。

9. 書類提出先

〒210-9501 神奈川県川崎市川崎区殿町3-25-26

国立医薬品食品衛生研究所長

※応募書類の封筒には「食品添加物部第三室長応募書類在中」と朱書の上、書留にて郵送又は総務部 総務課人事係に持参すること。

10. 本件問い合わせ先

国立医薬品食品衛生研究所 総務部総務課人事係長 友部 克也

電話：044-270-6600 内線1103

E-mail：katsuya-tomobe@nihs.go.jp

【備考】

- (1) 国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員となることができない者
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者
 - ③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (2) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするものの以外）
- (3) 採用予定時期までに国家公務員法第 81 条の 6 に定める定年に達する者（令和 7 年度における定年年齢は 62 歳）